別記（第2条関係）

第1　支給対象者

1　子育て特別給付金は、令和3年9月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者、高校生等を養育している者並びにそれに準ずる者（施設設置者等を含む。）及び令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者について支給する。ただし、既に3に規定する者に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

2　1の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）及び3に規定する者に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
| ①令和3年9月30日（令和3年9月分の児童手当の支給要件児童については令和3年8月31日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。） | 左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童 （法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者 |
| ②基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）若しくは里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生等（以下「高校生等の施設入所等児童」という。）であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合 | 左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生等の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生等の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。） |
| ③基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合 | 左欄に掲げる当該者の配偶者 |

　3　1及び2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次に掲げる要件に該当し、かつ、受給者等の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者に支給する。

　　ア　令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者(令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者)になった者

　　イ　令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者

第2　対象児童

1　第1に規定する者（第1の3に規定する者を除く。以下「支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のア～エに掲げる者とする。

ア　支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童

イ　基準日において支給対象者に養育される高校生等

ウ　基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生等の施設入所等児童

エ　基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

　2　第1の3に規定する者に支給される子育て特別給付金の対象児童は、次のア及びイに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

　　ア　支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

　　イ　令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において支給対象者に養育される高校生等